

技能労務職等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

1 現状

(1) 職種ごとの平均年齢・人数・平均給与月額等及び民間従業員のデータ

区 分	鴨 川 市				民 間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
全 体	91 人	44.0 歳	259,300 円	294,050 円	—	—	—	—
うち 清掃 職員	40 人	43.9 歳	265,435 円	320,341 円	廃棄物処理業従業員	43.3 歳	299,800 円	1.07
うち 学校 給食員	15 人	47.4 歳	245,427 円	262,993 円	調理士	43.1 歳	282,300 円	0.93
うち 用 務 員	2 人	42.7 歳	185,600 円	199,375 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	0.88
うち自動車運転手	2 人	49.3 歳	245,950 円	266,200 円	自家用自動車運転手	48.1 歳	331,300 円	0.80
そ の 他	32 人	42.3 歳	263,575 円	283,403 円	—	—	—	—

※ 「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成 16 年～18 年の 3 ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 職種ごとの年齢別職員数

区 分	20 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳	計
	未 満	23 歳	27 歳	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳	以 上	
全 体	0 人	0 人	0 人	0 人	20 人	12 人	20 人	14 人	5 人	9 人	11 人	0 人	91 人
うち 清掃 職員	0 人	0 人	0 人	0 人	5 人	6 人	14 人	5 人	3 人	4 人	3 人	0 人	40 人
うち 学校 給食員	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	2 人	2 人	4 人	1 人	2 人	3 人	0 人	15 人
うち 用 務 員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	2 人
うち自動車運転手	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人	0 人	2 人
そ の 他	0 人	0 人	0 人	0 人	14 人	3 人	4 人	3 人	1 人	2 人	5 人	0 人	32 人

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表の 3 級までを適用している。

イ 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当の支給をしている。

ウ 昇給基準

毎年4月1日を基準として、職員の勤務成績に応じ、4号給（55歳を超える場合には2号給）を基準として昇給する。

2 基本的な考え方

定員適正化計画に基づき計画的に職員数の削減を図るとともに、技能労務職については平成17年度から退職者不補充としており、今後は業務の民間委託等を推し進めていく計画である。

給与については、国、県及び県内市町村の動向を見ながら必要な見直しを行っていく。

3 具体的な取組内容

(1) 給料表について

技能労務職の給料表については行政職給料表の3級までを適用しており、民間給料と比較しても高い状況ではないため、現在改正等は考えていない。

(2) 手当について

平成16年度に特殊勤務手当の見直しを行い、22種類あったものを7種類に削減し、不適切なものは一切ない。また、その他の手当については、国に準拠した取り扱いをしている。

(3) 昇給について

平成18年から新しい人事評価制度として「鴨川市職員の能力マネジメントシステム」を構築し、試行をおこなっている段階であり、今後給与へ反映させていく予定である。

(4) 職員数について

新市発足以降（平成17年2月11日合併）、技能労務職は退職者不補充としており、また事務事業の在り方について検証を実施し、業務の民間委託や民営化を推し進めていく計画であり、職員が不足する業務については、非常勤職員の雇用での対応を図る。

平成13年度から実施している技能労務職から一般行政職への転任試験は、今後も実施をし、定員削減を図る。